

衆議院環境委員会ニュース

平成 25. 5. 24 第 183 回国会第 12 号

5 月 24 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

1 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 41 号）

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 62 号）

- ・石原環境大臣、秋野環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、野間健君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

江 田 康 幸君（公明）

- ・「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案」（以下「放射性物質環境汚染防止整備法案」という。）による環境影響評価法の改正で放射性物質が環境影響評価の評価対象となるが、どのような事業においてどのように評価が行われていくのか、事業者に対しどのような義務が課されるのか、環境省に伺いたい。また、放射性物質が評価対象となることで、東日本大震災からの復興事業に遅れを生じさせる可能性についても伺いたい。
- ・第 4 次環境基本計画に示されているように、一般環境中の放射性物質についても新たに環境基準を設定する必要があると考えるが、石原環境大臣の見解を伺いたい。

赤 枝 恒 雄君（自民）

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響が懸念される中、妊婦及び子供を対象とした福島県民健康管理調査の実施状況について、環境省に伺いたい。
- ・第 1 回目の甲状腺検査で甲状腺がんが通常よりも高い率で見つかったことについて、秋野環境大臣政務官の見解を伺いたい。

穴 見 陽 一君（自民）

- ・大気汚染防止法の一部を改正する法律案（「以下「大気汚染防止法改正案」という。）において、特定粉じん（石綿）排出等作業に対する都道府県等の立入検査権限の対象拡大に伴い、都道府県等における石綿に係る専門知識を有する職員の配置等の体制整備が必要と考えるが、環境省の見解を伺いたい。
- ・特定粉じん排出等作業の実施の届出義務違反に対する罰則が諸外国と比べて軽いとの考えに対する環境省の見解を伺いたい。

篠 原 孝君（民主）

- ・特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者が現行の受注者（施工者）から発注者に変更されるが、受注者による届出制の下でどのような不適切な事例があったのか。また、今回の改正で届出義務者を発注者に変更することでどのような改善効果が見込まれるのか。
- ・少なくとも一定規模以上の建築物については、石綿の除去作業が適正に実施されているかどうかを第三者機関に検証させるべきと考えるが、中央環境審議会ではそのような議論が行われたのか。
- ・狂牛病（BSE）対策と同様に、石綿飛散対策についても、国民の生命を守るため、規制を厳しくすべきと考えるが、石原環境大臣の所見を伺いたい。

河 野 正 美君（維新）

- ・古い建築物の壁及びエレベーター構造部等で使用されている石綿は封じ込められている場合があるが、その封じ込め部分に傷が付き石綿が飛散する事例がある。こうした石綿飛散事案に対し、どのような監視体制がとられているか、環境省に伺いたい。
- ・国が石綿の使用を認めてきたにもかかわらず、その有害性が判明すると国民及び事業者等に対し、解体時の届出義務等の責任を負わせることは不相当と考えるが、石原環境大臣の見解を伺いたい。
- ・石綿含有建築物の解体等工事の実施には専門的知見を要するが、石綿に関する技能資格の保有者数を伺いたい。また、解体工事のピークになることが予想される平成 40 年時点での対応可能な人材確保の見込みを環境省に伺いたい。

杉 本 かずみ君（みんな）

- ・大気汚染防止法改正案に関して、石綿製造工場の周辺住民に対する健康被害救済対策の歴史的経緯及び石綿飛散防止対策の内容について伺いたい。
- ・石綿由来の中皮腫等の疾患について、労働災害補償保険法に基づく保険給付の遡及認定の可否を伺いたい。
- ・放射性物質環境汚染防止整備法案に関し、今回改正される法律以外で放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を有する個別環境法の改正見通しについて、石原環境大臣に伺いたい。